

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和4年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>1 児童手当は、中学3年生修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給する。次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う。 ①支給資格の認定 ②手当の増額 ③支給資格の喪失 ④支給の制限 ⑤手当の不支給 ⑥調査等による手当支払差し止め ⑦支払の調整 ⑧不当利得の徴収</p> <p>2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童福祉総合システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。</p>
③システムの名称	児童福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56、別表第一項番101、児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会: 番号法別表第二項番74、75、121 情報提供: 番号法別表第二項番26、30、87、106
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子育て応援課手当・医療助成係 品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども家庭支援課長 廣田 富美恵	子ども家庭支援課長	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	様式変更にとまなう新規作成	事後	
令和2年3月4日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども未来部子ども家庭支援課医療助成係	子ども未来部子ども家庭支援課手当・医療助成係	事後	
令和2年3月4日	II しいき値判断項目1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年3月4日	II しいき値判断項目2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目1対象人数	対象人数 1万人以上10万人未満 令和2年2月1日時点	対象人数 10万人以上30万人未満 令和3年3月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目2取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署	子ども未来部子ども家庭支援課手当・医療助成係	子ども未来部子育て応援課手当・医療助成係	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども未来部子ども家庭支援課手当・医療助成係	子ども未来部子育て応援課手当・医療助成係	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>中学3年生修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給する。</p> <p>次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う</p> <p>①受給資格の認定 ②手当の増額 ③受給資格の喪失 ④支給の制限 ⑤手当の不支給 ⑥調査等による手当支払差し止め ⑦支払の調整 ⑧不当利得の徴収</p>	<p>1 児童手当は、中学3年生修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給する。次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①受給資格の認定 ②手当の増額 ③受給資格の喪失 ④支給の制限 ⑤手当の不支給 ⑥調査等による手当支払差し止め ⑦支払の調整 ⑧不当利得の徴収</p> <p>2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童福祉総合システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。</p> <p>これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。</p>		
令和4年3月1日	I 関連情報3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56 児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56、別表第一項番100、児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条		
令和4年3月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 情報照会: 番号法別表第二項番74、75 情報提供: 番号法別表第二項番26、30、87	番号法第19条第8号 情報照会: 番号法別表第二項番74、75、121 情報提供: 番号法別表第二項番26、30、87、106		
令和4年11月1日	II しいき値判断項目1対象人数	対象人数 10万人以上30万人未満 令和3年3月1日時点	対象人数 10万人以上30万人未満 令和4年11月1日時点		
令和4年11月1日	II しいき値判断項目2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点		